

告 示

埼玉県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

羽生市大字上岩瀬の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり

部まちづくり政策課

四 縦覧期間

令和二年一月七日から令和二年一月二十一日まで